

電子的診療情報連携体制整備加算3について

○当院は、「電子的診療情報連携体制整備加算 3」の施設基準に係る届出を行っております。

2026 年 6 月 1 日

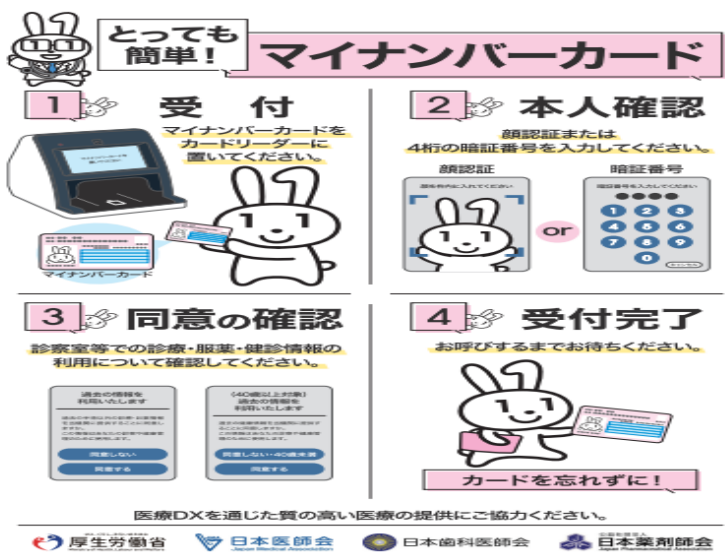
【施設基準】

- ① オンライン請求を行っています。
- ② 診療報酬明細書を患者に無償で交付しています。
- ③ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ④ 医師が、オンライン資格確認システムを利用して取得した診療情報を、診療を行う診 察室又は処置室等において、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ⑤ マイナ保険証利用率が、30%以上。
- ⑥ マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じる体制 を有しています。
- ⑦ 明細書発行に関する事項、医療 DX 推進の体制に関する事項等について、当該保険医療機関の見やすい場所及びウェブサイトに掲載しています。

上記の施設基準を満たしていることから、令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴い
令和 8 年 6 月 1 日より『電子電子的診療情報連携体制整備加算 3』を算定させていただきます。

診療行為	算定頻度	点数
初診時	月に 1 回	4 点
再診時	月に 1 回	2 点

皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。



医療法人社団 高仁会 中多久病院